

道後温泉別館及び椿の湯の指定管理者候補者について、次のとおり選定いたしました。

指定管理者候補者	「道後温泉コンソーシアム」 代 表 者：松山市道後湯之町6番8号 道後温泉旅館協同組合 構成団体：松山市道後湯之町15番23号 道後商店街振興組合 東温市見奈良1110番地 株式会社レスパスココーポレーション
----------	--

1 対象施設

施設名称	所在地
道後温泉別館	松山市道後湯之町19番22号
椿の湯	松山市道後湯之町19番22号

2 選定審議会委員（5名）

役 職	氏 名
松山市産業経済部 部長	家 串 正 治
株式会社 エルパティオ 代表取締役	川 崎 暁 子
松山短期大学 教授	黒 田 明 良
新玉税理士事務所 税理士	武 田 涼 子
松山市産業経済部副部長兼道後温泉事務所長	山 内 充

※五十音順

3 募集の経過

項 目	年 月 日
指定管理者の募集等の公告	令和2年7月15日（水）
指定管理者募集要項等の配布	令和2年7月17日（金）～8月21日（金）
指定管理者質問受付期間	令和2年7月17日（金）～8月21日（金）
指定管理者申込受付期間	令和2年7月29日（水）～8月31日（月）
選定審議会	令和2年9月28日（火）

4 申込団体一覧

受付番号	団体の名称
1	道後温泉コンソーシアム 代表者：道後温泉旅館協同組合 構成団体：道後商店街振興組合 株式会社レスパスコーポレーション

5 審査、選定の経過

(1) 審査、選定方法等についての協議・決定

- ・ 審査方法について、選定基準及び募集要項に定めた審査項目を基に、申込団体からの提出書類及び面接審査を通じ、採点評価を行うこととしました。
- ・ 各選定審議会委員による合計点を踏まえ、選定審議会に置いて指定管理者候補者として適当な団体であるか否かを決定することとしました。

(2) 選定審議会

令和2年9月28日（月）9：30～12：00

- ・ 審議会開催にあたり選定審議会規則に基づき、会長の選出を行いました。
- ・ 審議会において、評価項目及び配点や提案内容説明及び質疑応答などの時間配分について協議し、決定しました。
- ・ 申込団体の出席を求め、提案内容説明30分及び質疑応答30分による面接審査を実施した後、書類審査を踏まえ総合的な評価を行いました。

(3) 松山市としての指定管理者候補者の決定

松山市では、選定審議会における選定の方法及び評価の内容が適切であると認め、選定審議会の選定結果を尊重した上で、総合的に判断した結果、道後温泉コンソーシアムを指定管理者候補者に決定することとしました。

団体の名称	評価点（合計） 1000点満点	提案額 (36カ月間)
道後温泉コンソーシアム	726	858,500,000円

【審査項目及び点数配分】

区分	条例規定	主な内容	配分
Point 1 平等な利用の確保	第1号関係	・ 現状の水準を維持又は向上させることとなっているか。	10%
Point 2 管理経費の縮減	第3号関係 第4号関係	・ 上限額を下回る事となっているか。 ・ 現状の課題を十分に把握・分析し、改善へ向けての実現可能な目標や具体策が示されているか。 ・ 配置人員数・内訳、勤務体制（通常期・繁忙期別）等は適正か。 ・ 配置人員の採用方針、指導育成に対する考え方はどうか。	20%

		<ul style="list-style-type: none"> ・配置人員の給与その他の勤務条件は適正か。 	
Point 3 利用促進 (収益性の向上)	第2号関係	<ul style="list-style-type: none"> ・現状水準を維持又は向上させることとなっているか。 ・道後温泉別館のテーマやコンセプトを理解し、それを活かす提案となっているか。 ・全国的な宣伝活動など、観光地として全国的な利用促進を図る内容があるか。 ・現状の課題を十分に把握・分析し、改善へ向けての実現可能な目標や具体策が示されているか。 	20%
Point 4 サービスの維持・ 向上	第2号関係	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の水準を維持又は向上させることとなっているか。 ・現状の課題を十分に把握・分析し、改善へ向けての実現可能な目標や具体策が示されているか。 ・事故等緊急時に迅速かつ的確に対応するため、十分な体制が確保されているか。 (具体例) 利用者ニーズの把握・苦情対応への考え方、機器の故障や事故等緊急時対応策、防犯対策、衛生管理、安全管理等 	10%
Point 5 経営規模及び能力	第3号関係	<ul style="list-style-type: none"> ・指定期間内に安定的に事業を継続できる財務体質を有しているか (見込みを含む)。 ・業務遂行上で必要となる専門性等を有しているか。 	30%
Point 6 公共性・公益性	第5号関係	<ul style="list-style-type: none"> ・公益性に富み、松山市政への参加、地域社会への貢献がなされているか。(見込みを含む。具体例：松山市と災害協定を締結しているなど。) ・環境保護、障がい者の雇用及び子育て支援等の福祉政策に特筆すべき取組がなされているか。 ・管理業務の一部を再委託する際に、委託先を松山市内事業者とするなど配慮がなされているか。 ・松山市内に住所を有する者を雇用するよう配慮がなされているか。 	10%